

悪臭防止法に基づく規制地域の変更の概要

1. 目的

悪臭防止法に基づく規制地域は、住民が集合している地域及び学校、病院等の周辺その他悪臭を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域であり、規制地域内に設置されている全ての工場・事業場が規制の対象となります。

悪臭防止法に基づく規制地域の指定についての事務は、平成24年に権限が北海道から本市に移譲され、これまで規制地域の変更はありませんでしたが、「塩谷トンネル付近の用途地域の変更」があったことから、悪臭防止法第3条に基づき、規制地域の指定の見直しを行います。

2. 変更する時期

令和4年3月下旬

3. 規制地域の区域区分

本市では、悪臭の原因となり生活環境を損なうおそれのある物質のうち22物質を特定悪臭物質として規制の対象としており、規制地域全てが法で定められた規制基準の範囲の中で最も厳しい基準を適用したA区域となっております。

4. 変更の概要

(1) 塩谷トンネル付近の規制地域の変更

・塩谷トンネルの開通に伴い、令和3年3月に都市計画用途地域の変更があったことから、変更後の用途地域図に従い、現在の都市計画用途地域と悪臭規制地域を一致させるもの。

○変更点（旧トンネル出口周辺）：A区域⇒無指定区域

小樽市悪臭規制地域区域区分図

凡 例	
表示	悪 臭
赤	A 区域

塩谷トンネル付近拡大図

